

令和元年 第3回

木古内町議会臨時会会議録

令和元年 5月 9日 開会

令和元年 5年 9日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

	提出された案件及び議決結果	1
	第1日目（令和元年5月9日）	
	議事日程	2
	開会・開議の宣告	5
日程第 1	仮議席の指定	5
日程第 2	会議録署名議員の指名	5
日程第 3	選挙第1号 議長選挙	6
日程第 4	会期の決定	7
日程第 5	選挙第2号 副議長選挙	7
日程第 6	議席の指定	10
日程第 7	発議案第1号 常任委員会委員の選任	10
日程第 8	発議案第2号 議会運営委員会委員の選任	11
日程第 9	発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任	11
日程第10	選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙	12
日程第11	選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙	13
日程第12	行政報告	14
日程第13	議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	17
日程第14	議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	19
日程第15	議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について	19
日程第16	議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	22
日程第17	議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	23
日程第18	同意案第1号 木古内町監査委員の選任について	25
日程第19	発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査について	26
日程第20	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣について	26
	閉会の宣告	27
	会議録署名議員の署名	28

令和元年5月 9日(木) 第1号

- 開会日時 令和元年 5月 9日(木曜日) 午前10時13分
○ 閉会日時 令和元年 5月 9日(木曜日) 午後 3時11分
-

・出席議員(10名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	鈴木慎也	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	若山忍
税務課長	高橋和夫
会計管理者	高橋和夫
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	羽沢裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤一郎
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田原佳奈
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
給食センター長	吉田宏
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和元年第3回木古内町議会臨時会議事日程

第1号 令和元年5月9日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3	選挙第1号	議長選挙
4		会期の決定
5	選挙第2号	副議長選挙
6		議席の指定
7	発議案第1号	常任委員会委員の選任
8	発議案第2号	議会運営委員会委員の選任
9	発議案第3号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任
10	選挙第3号	渡島西部広域事務組合議会議員選挙
11	選挙第4号	渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙
12		行政報告
13	議案第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算(第1号)
14	議案第2号	平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
15	議案第3号	木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について
16	議案第4号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
17	議案第5号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
18	同意案第1号	木古内町監査委員の選任について
19	発議案第4号	議会閉会中の所管事務調査について
20		議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣について

令和元年第3回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
選挙第1号	議長選挙（又地信也）	元. 5. 9	当選
選挙第2号	副議長選挙（竹田 努）	元. 5. 9	当選
	議席の指定	元. 5. 9	別紙のとおり
発議案第1号	常任委員会委員の選任（全委員）	元. 5. 9	選任
発議案第2号	議会運営委員会委員の選任（鈴木慎也、手塚昌宏、平野武志、安齋彰、廣瀬雅一）	元. 5. 9	選任
発議案第3号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任（相澤巧、安齋彰、新井田昭男、廣瀬雅一、竹田努）	元. 5. 9	設置・選任
選挙第3号	渡島西部広域事務組合議会議員選挙（手塚昌宏、吉田裕幸、又地信也）	元. 5. 9	当選
選挙第4号	渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙（相澤巧、竹田努）	元. 5. 9	当選
議案第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	元. 5. 9	原案可決
議案第2号	平成31年度木古内町木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	元. 5. 9	原案可決
議案第3号	木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について	元. 5. 9	原案可決
議案第4号	木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について	元. 5. 9	原案可決
議案第5号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	元. 5. 9	原案可決
同意案第1号	監査委員の選任について（新井田昭男）	元. 5. 9	原案同意
発議案第4号	議会閉会中の所管事務調査について	元. 5. 9	原案承認
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣について	元. 5. 9	承認

○**議会事務局長(福田伸一君)** 議会事務局長の福田でございます。

今、臨時会は、一般選挙後初めて開催される議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の又地信也議員をご紹介します。

又地議員、よろしくお願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 年長でありまして、臨時議長を務めます、又地でございます。よろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、一般選挙後、初めての議会でございますので、この際、諸般の事項について処理をいたします。

ただいま出席の、町長はじめ、特別職及び管理職の皆様につきましては、あらかじめ議会事務局長より出席依頼をしておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、はじめに、大森町長よりご挨拶がありますので、これを許します。

町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** 皆様、おはようございます。

令和元年第3回木古内町議会臨時会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

さる4月21日に執行された木古内町議会議員選挙において、多くの町民のご支持を得て、晴れて、木古内町議会議員となられました皆様、このたびのご当選、誠にありがとうございます。心からお祝いを申し上げます。

皆様が就任した5月1日は、天皇の退位に伴い、元号が「平成」から「令和」へと変わり、新時代の幕が開けた日でございます。

元号「令和」は、とても穏やかな名前です、私達にたくさんの幸せを運んでくれるものと、期待をしております。

さて、北海道新幹線の開業から3年が経過し、ダイヤ改正で東京駅まで4時間を切る速度アップや、青函トンネル内で携帯電話が使えるなど、少しずつではありますが改良が進んでおります。

また、このゴールデンウィークの利用客が大幅に増加したと報道されております。

一方、利用者が望む「利用しやすい料金」への改定、さらには、東京発の新幹線が「お昼の時間帯に木古内駅に停車を望む」という当町の願い、これらはJR北海道にとって難題のようであります。

関係団体とともに、一日も早い札幌延伸はもとより、貨物列車との共用走行区間の高速化、割高な料金の是正などについて、引き続き、要請をしておりますので、議員各位のお力添えを賜いますようお願い申し上げます。

新幹線に特化したしましたが、このほかにも財政の健全化、医療・福祉の充実など、当町の抱える課題は数多くありますが、住民の皆様が安全で安心して暮らせる・明るいまちづくり実現のために、全力を尽くしてまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも、特段のご指導とご協力を賜いますよう、心からお祝いを申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝とご活躍を心から祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

○臨時議長(又地信也君) 次に、副町長より説明員の紹介をお願いいたします。

お手元に配付の議事日程の3ページにありますので、目をとおしていただきたいと思ひます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) それでは、この席よりご説明を申し上げます。

議員の皆様、このたびはおめでとうございます。

新しい議員さんがおられますので、私から第3回木古内町議会臨時会に出席の説明員の紹介をさせていただきます。

前列から紹介いたします。野村教育長でございます。続きまして、若山総務課長でございます。続きまして、高橋会計管理者兼税務課長でございます。続きまして、吉田生涯学習課長兼給食センター長でございます。次に、2列目に入りまして、吉田町民課長でございます。

続きまして、羽沢保健福祉課長でございます。続きまして、北海道庁から相互交流派遣の武藤包括ケア推進室長でございます。続きまして、木村まちづくり新幹線課長でございます。

続きまして、北海道庁から地域振興派遣の田原新幹線振興室長でございます。続きまして、平野病院事業事務局長でございます。続きまして、東特別養護老人ホームいさりび事務長でございます。

次に、3列目に入ります。片桐農業委員会事務局長兼産業経済課長でございます。続きまして、構口建設水道課長でございます。続きまして、柿崎代表監査委員でございます。

なお、小澤病院事業管理者につきましては、本日、診察業務が入っておりまして、欠席とさせていただきます。

最後に私、副町長の大野でございます。紹介をしました皆さんとあわせまして、今後ともよろしくをお願いいたします。

以上で、説明員の紹介を終えます。

○臨時議長(又地信也君) 説明員の紹介が終わりました。

次に、各議員より自己紹介をお願いいたします。

仮議席番号1番 手塚昌宏議員よりお願いいたします。

○仮議席1番(手塚昌宏君) おはようございます。手塚昌宏です。2期目になります。今後ともよろしくをお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 3番 相澤 巧君。

○仮議席3番(相澤 巧君) 相澤です。4年間、よろしくをお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 次に、4番 平野武志君。

○仮議席4番(平野武志君) おはようございます。私自身、3期目のスタートをさせていただきました、平野武志と申します。今後とも4年間よろしくをお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 次に、5番 安齋 彰君。

○仮議席5番(安齋 彰君) おはようございます。安齋 彰でございます。わからないことがたくさんございます。皆様のお力添えをいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○臨時議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○仮議席6番(新井田昭男君) おはようございます。おかげさまで3回目の議員ということで、また4年間お世話になりますので、どうか一つよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長(又地信也君) 7番 鈴木慎也君。

○**仮議席7番(鈴木慎也君)** おはようございます。鈴木慎也、40歳になりました。2期目でございます。また4年間、町長をはじめ、行政の皆様にご指導いただきながら、町民の皆様のために頑張っております。4年間、よろしく願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

○**仮議席8番(廣瀬雅一君)** 皆さん、おはようございます。初当選いたし、ここに立たせてもらっております。廣瀬雅一でございます。私も何もわからない中ではございますけれども、一生懸命頑張りたいと思いますので、ご指導のほう一つよろしく願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

○**仮議席9番(竹田 努君)** 4期目になりました、竹田 努です。どうぞよろしく願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 10番 吉田裕幸君。

○**仮議席10番(吉田裕幸君)** 吉田裕幸です。5期目になります。皆さん、よろしく願いいたします。

○**臨時議長(又地信也君)** 仮議席番号2番の又地でございます。どうかよろしく願いいたします。

(午前10時13分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○**臨時議長(又地信也君)** ただいまから、令和元年第3回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

仮 議 席 の 指 定

○**臨時議長(又地信也君)** 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○**臨時議長(又地信也君)** 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により臨時議長から指名いたします。

仮議席1番 手塚昌宏君、仮議席3番 相澤 巧君。以上、2名を指名いたします。

選挙第1号 議 長 選 挙

○臨時議長(又地信也君) 日程第3 選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○臨時議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

どなたか、指名推選をお願いいたします。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 又地議員を指名推選させていただきたいと思います。よろしくお願
いします。

○臨時議長(又地信也君) ただいま指名のありました又地信也君を議長の当選人とすること
にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○臨時議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のありました又地信也君が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長(又地信也君) 議長の就任あたり、ひとことご挨拶申し上げます。

ただいま、議長選挙において指名推選により、木古内町議会議長に当選させていただきました。大変、身に余る光栄であります。議員各位に深く感謝申し上げます。同時に、その責務に身の引き締まる思いであり、初心に返り、しっかりと努めてまいりたいと思っております。

平成の世から令和の時代へと移りましたが、元号が変わっても私達議員に与えられた努めは、町民の幸せを願い、その付託に応えるという使命はいつの世も変わることはありません。心寄せ合い、文化を育む、町民が一様に安全安心な住み良い郷土、まちづくりに行政と議会が一丸となり、さらなる木古内町の発展に努めなければなりません。少子高齢化と急激な人口減少対策、保健・医療・福祉政策のさらなる充実、観光交流センター、道の駅みそぎの郷きこないを核とした交流人口の拡大を図ると同時に、子どもは町の宝であります。教育現場と地域社会がともに共同で若い芽を育てる気概の情勢、一次産業の振興なくして町の発展はありません。さらなる振興を念頭に犯罪のない、災害に強い、安全で安心して暮らせる官民共働のまちづくりに努め、ふるさと木古内のさらなる元気づくりに英知を結集し、立ち向かいたいと思っております。

幸いにして我が木古内町議会は、現在、全議員による総務・経済常任委員会のみ委員会設置であり、全ての案件事項の調査・研究ができる状態であります。町民目線に立ち、しっ

かりと議論を交わし、正しい情報を共有し、合意形成の道を探りたいものであります。

議会と行政は、車輪の車の両輪と言われます。議論なくして合意形成なし、活発の議論のあとに高度な識見のもと、必ずや合意形成に辿り着く道は開けるものと私は確信しております。課題山積する中、ともに町民の幸せを願い、ともに研鑽に努め、ともに惜しみなく汗を流すことに努めたいものであります。

結びに、日本国憲法と法律のもと、自治体は地方自治法のもと、条例を制定し、行政運営にあたっていただきます。議会は会議規則のもと、民主主義を原則として、公平公正な議会運営にあたるもの、その職責を全うする決意であります。町長をはじめ、特別職の皆様、そして管理職の皆様、議員各位の一層のご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げ就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。

大変、ご協力ありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時22分
再開	午前10時30分

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、議事を進めてまいります。

なお、別紙に記載の町長はじめ特別職及び管理職員は、議長において、地方自治法第121条の規定により、出席の要求をいたしております。

日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

選挙第2号 副 議 長 選 挙

○議長(又地信也君) 日程第5 選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場出入り口閉鎖)

○議長(又地信也君) ただいまの出席議員は10人です。

お諮りいたします。

これから、副議長選挙に立候補するかたの所信表明を行いたいと思います。

この間、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席4番 平野武志君、仮議席 6 番

新井田昭男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(又地信也君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

皆さん、わかりましたでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(又地信也君) 投票箱を点検していただきました。異常ありませんか。

(「異常なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

記載する場所は、一般質問者用の演台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼にに応じて順次投票をお願いいたします。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) 仮議席番号1番 手塚昌宏議員、仮議席番号3番 相澤 巧議員、仮議席番号4番 平野武志議員、仮議席番号5番 安齋 彰議員、仮議席番号6番 新井田昭男議員、仮議席番号7番 鈴木慎也議員、仮議席番号8番 廣瀬雅一議員、仮議席番号9

番 竹田 努議員、仮議席番号10番 吉田裕幸議員、最後に仮議席番号2番 又地信也議員。

○議長(又地信也君) 皆さん、投票が終わったようではありますが、投票もれはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 投票もれなしと認めます。

以上で、投票を終わります。

開票を行います。

仮議席4番 平野武志君及び仮議席6番 新井田昭男君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(又地信也君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。

有効投票9票、無効投票1票です。

有効投票のうち、竹田 努君7票、吉田裕幸君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、竹田 努君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口を開く)

○議長(又地信也君) ただいま副議長に当選されました竹田 努君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました竹田 努君から発言を求められておりますので、これを許します。

竹田 努君。

○副議長(竹田 努君) ただいま副議長に就任しました、竹田 努でございます。

副議長の就任の重責を身に余る光栄に思っているところであります。今後、又地議長の片腕、側近としての使命、大変微力ではありますが、議員の資質向上、議会の振興発展に努力してまいりたいと思っております。議会運営は、議員皆さんの協力が不可欠と思っております。今後ご支援、ご協力を節にお願い申し上げる次第であります。

また、町長をはじめ、管理職の皆さん、向こう4年間お世話になることと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

いろいろな課題を議員一丸となって、行政と一緒に解決、前進するよう努力することをお約束いたしまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。今後ともよろしくをお願いいたします。

○議長(又地信也君) 副議長に当選されました、竹田 努君からの就任の挨拶がありました。

ここで暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時57分
再開 午前11時05分

議 席 の 指 定

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定をいたします。

議席番号と氏名を事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) それでは、議席を朗読いたします。

議席番号1番 平野武志議員、2番 手塚昌宏議員、3番 鈴木慎也議員、4番 吉田裕幸議員、5番 安齋 彰議員、6番 新井田昭男議員、7番 相澤 巧議員、8番 廣瀬雅一議員、9番 竹田 努議員、10番 又地信也議員。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時07分
再開 午前11時08分

発議案第1号 常任委員会委員の選任

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 発議案第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、総務・経済常任委員会に全議員を指名いたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました全議員を、総務・経済常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時09分
再開 午後 1時36分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、総務・経済常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務・経済常任委員会 委員長に平野武志君、副委員長に廣瀬雅一君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

発議案第2号 議会運営委員会委員の選任

○議長(又地信也君) 日程第8 発議案第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、鈴木慎也君、廣瀬雅一君、平野武志君、安齋 彰君、手塚昌宏君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時37分
再開	午後1時41分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会 委員長に鈴木慎也君、副委員長に手塚昌宏君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(又地信也君) 日程第9 発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の

選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会だより編集特別委員会を設置したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

次に、議会だより編集特別委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規程により、相澤 巧君、廣瀬雅一君、竹田 努君、安齋 彰君、新井田昭男君、以上5名を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時43分
再開	午後1時50分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会だより編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会だより編集特別委員会 委員長に相澤 巧君、副委員長に安齋 彰君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙

○議長(又地信也君) 日程第10 選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

なお、組合議員は3名ですが慣例で1名は議長が議員として入っておりますので、あとの2名について指名推選をお願いいたします。

どなたかご発言をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木です。

渡島西部広域事務組合の指名推選に吉田議員、そして手塚議員の2名を指名推選いたします。

○議長(又地信也君) ただいま指名のありました吉田裕幸君、手塚昌宏君並びに議長を渡島西部広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のありました吉田裕幸君、手塚昌宏君並びに議長が渡島西部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま渡島西部広域事務組合議会議員に当選されました、吉田裕幸君、手塚昌宏君並びに又地信也君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙

○議長(又地信也君) 日程第11 選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

なお、広域連合議員は2名ですが、慣例で1名は副議長が議員として入っておりますので、あとの1名について指名推選をお願いいたします。

どなたかご発言ください。

3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木です。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に相澤議員を指名推選いたします。

○議長(又地信也君) ただいま、鈴木慎也君から指名のありました相澤 巧君並びに副議長を渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のありました相澤 巧君、並びに副議長が渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました、相澤 巧君並びに副議長が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第12 行政報告。

町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 行政報告が2件ございますので、ご報告をいたします。

1. 木古内自動車学校の閉校とそれにかかる対応について。

木古内自動車学校に関する件については、先の臨時議会においてご報告したとおり、2月上旬、運営者より4月末の閉校方針が示されたため、関係4町及び北海道指定自動車教習所協会などの関係団体と対応策を協議、検討してまいりました。

3月下旬、北海道指定自動車教習所協会函館支部役員より、負債も含めての事業承継は困難であり、現運営者による継続が適切ではないかとの助言を受け、木古内自動車学校役員へ連絡を取ったところ、閉校方針に変更がないのであれば「公安委員会指定」の返上手続きを行う旨の指示を北海道函館方面公安委員会より受け、手続きを行っているということでございます。

このような状況では、他業種からの参入や公的セクターもあわせ、事業運営を模索することは困難と判断をし、閉校方針をやむなく受け入れ、4月末に閉校となりました。

現在、渡島西部4町で、関係団体や個別の自動車教習所と連絡をとりつつ、新規運転免許取得や高齢者講習受講などにかかる対応策を検討しているところであり、今後、さらに執り進めてまいります。

2. 消防車両の過積載報道について。

平成31年3月5日、千葉市消防局の過積載報道をうけ、3月8日から福島町の衛生センターにおいて、消防車両の重量計測を行いました。

木古内消防署で管理しております車両につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台、大型水槽車1台及び救急車2台の計4台が車両総重量の超過と判明いたしましたので、資機材の移動や積載水の調整などを行い、現在は規定内の重量に収めております。

また、車検証の書き換えにより車両総重量の変更が可能ということで、既に救急車1台は書き換えを済ませております。

ほかの車両につきましても、原状回復にむけ函館運輸支局と調整を図りながら進めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 町長より行政報告がありましたが、質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。

行政報告について、2点の報告がございました。

各1・2について、何点かちょっとお尋ねをさせてもらいたいと思います。

まず1点の木古内自動車学校の閉校に関する件ですけれども、問題発生時より運営者はもちろんのこと、この渡島西部4町への支援策ということで、主導性を持ちながら意欲的に取り組んでいただいたことは、個人的には非常に評価に値するんじゃないかなとそんなふうには思っているところです。残念ながら閉校方針を受け入れざるを得ないという形となりましたが、渡島西部4町においても非常に大きな影響があるものと感じております。

現在、渡島西部4町での新規運転免許取得者並びに高齢者講習受講などにかかる対応を検討されているということのご報告もいただきました。

次の点について、説明をいただきたいと思います。

3月下旬から4月末閉校から、既に1か月以上の経過となっているのですが、渡島西部4町での検討の進捗について、どのような形になっているかお尋ねをしたい。閉校の中でいま言ったように、最後のほうに新規運転免許取得並びに高齢者講習等のいろんな取り組みについて書かれております。この点の一つは、お尋ねをちょっと先にさせていただきます。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま、行政報告をいたしました木古内自動車学校の閉校に関してのその後の取り組みと言いますか現在の状況について、広報5月号に詳細に載せております。その内容を少しご説明をさせていただきます。

5月以降の認知機能検査や高齢者講習などについては、函館市内をはじめとする下記の自動車学校ほかで受講していただくということで6校、森や八雲をいれますと8校ということになります。

また、新規の取得につきましては、以前にもご説明を申し上げましたが、中央自動車学校につきましては、木古内駅前までバス送迎をするということで、そういった情報の提供をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、中央自動車学校におきましては、毎月第一・第二・第三土曜日の午後、ただし5月は第三・第四土曜日、木古内を含めた渡島西部4町枠として、優先的に高齢者講習等を実施していただけるということで、それぞれ該当する方々につきましては、学校までお問い合わせをくださいということのご案内をさせていただいております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 資料のほうは私もチラッと見ていましたけれども、後段の「現在、渡島西部4町で関係団体や個別の自動車教習所と連絡を取りつつ、云々ということで対策を検討している。今後さらに執り進めていく」という文面になっておりますけれども、これはいま言ったように説明も含めて、各自治体で各々でこういう形に取り組んでいくという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 木古内自動車学校の存続につきましては、4町統一の活動ということで、取り組んでまいりました。閉校となったあとにつきましては、それぞれの地域性の中で、これは松前・福島については、厚沢部自動車学校がドライビングスクールですかこちら

のほうから送迎バスが出ております。また、木古内・知内については、中央自動車学校の送迎バスに乗車することがこれは新規取得の場合ですけれども、そうなりますとそれぞれの町の考え方ということになりますので、それぞれ送迎にあたっての優位性を含めて各町が、そしてまた新規取得をされるかたへの支援について、各町がどういった支援をするかそれぞれの町で検討しましょうということで、整理がされております。

ただ、高齢者講習につきましては、なかなか函館まで通うですとか、あるいは厚沢部まで通うというのがご自身で行かなければなりませんので、大変な状況にあるかなとは思いますが、なおそこについては支援が受けられないのかどうかということでは、各学校のほうとまた協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いまの状況、よく理解できました。いずれにしても各自治体の町民の意向を踏まえながら、鋭意努力をしていただきたいと思えます。

それで、2番目の消防車両の過積載についてでございますが、先ほど本会議の休憩の中で、行政のほうからいろいろ縷々ご説明いただきました。概ねはだいたい理解できましたけれども、いま資料として過積載の重量関係の資料、文面等の資料をいただきました。やはりこういう資料を見ますと、特に大型水槽車に関しては、もうちょっとでも1t以上のものがもう過積載になっちゃうというやはりデータ的に見ても大きいものは大きいものなりに過積載になるという形で、重量的には水以外のものに関してはどうなのですか、さほどの重量ではないように記載されています。

いずれにしても冒頭申し上げたように、やはりこれは渡島西部広域の部分に関わる部分だと思うのですけれども、これから役員というか議員のほうも決まりましたしそっち方面で、また我が町広域4町に関しては、町長が参与という形で重責を担っているわけですけれども、そういう部分を踏まえながらやはり今後、安心安全を守っていくためにという部分をもっとさらに念頭におきながらこういう部分が起こらないような形で、やはり町民とすればこういう部分が起きてどうなっているんだという不安になりますので、こういう部分というのは何かというはっきりと管理体制の構築を図っていただきながら、運営をちょっとお願いしたいということ添えて終わりたいと思えます。

○議長(又地信也君) ほかにございませぬか。

3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木です。

1番の行政報告について、質問いたします。

この木古内自動車学校の閉校については、行政側からいままで本日の臨時議会まで、親切丁寧な説明を受けたなという自分の中で印象ありまして、その中でいまでも質問させていただいて、私個人的には理解いたしました。

そこで、本日1点だけ質問させていただきます。

この自動車学校の閉校につきましては、我が町のみならず少子高齢化が進む中、道内の同じような悩みを持つ自治体でも今後同様のケースが発生するのではないかと私は懸念する部分があります。そこで、今回の木古内自動車学校の閉校については、非常に残念ではありますが、このような事案が今後発生しないように教訓として活かすべきじゃないかと個人的にはそのように思っております。

そこで、今回行政報告が上がるまでに北海道、道への道からの例えば助言ですとか、道への報告・相談等がされたのかというところがもしあれば説明いただきたいのと、少子高齢化のみならず高齢者の事故も大変増えておりますので、自動車学校というとても大切な施設という認識がある中で、普通に閉校してしまう時代に入ったんだなとそういった部分を思った上で、ちょっと質問をさせていただきました。ご説明のほうをお願いいたします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 鈴木議員のご質問でございます。

少子高齢化が進んでいるという状況の中で、木古内自動車学校と似たようなケースが出てくるのではないかとというようなそういうご心配はあろうかと思えます。広域的すぎて大きなテーマということになってしまいますので、木古内町としての見解は「どうだ」と言うことでおっしゃられましても現状、木古内自動車学校の存続に努力をしたということでございます。北海道にはこの行政報告の中にも書いておりますが、指定自動車教習所協会というのがございます。それぞれ学校を運営しているところが加入をされておりますので、運営に不安が出た場合には、協会のほうに相談があるものというふうに認識をしております。

また、安全協会です。免許取得者あるいは高齢者講習を受ける方々が不利益を受けるようなことが生じた場合に、その支援を行政と一緒に検討していただける機関というふうに私どもも今回の案件で認識をしておりますので、そういったところを公安委員会へ各自治体が協議、そして相談を持ちかけるというのがよろしいのだろうなというふうに認識をしております。行政機関である北海道へ依頼要請をしたということは、今回に限ってはございません。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第13 議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ598万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億6,235万4,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、7目 広域観光推進費、4節 共済費 26万2,000円、及び7節 賃金 157万9,000円は、新たに採用を予定する地域おこし協力隊の9か月分の費用で

す。

9節 旅費 130万5,000円は、地域おこし協力隊新規募集のための面接旅費、及び協力隊の研修旅費の追加補正です。

13節 委託料 197万8,000円の減額は、観光コンシェルジュ退職に伴う賃金及び共済費相当分を指定管理料から減額する額 217万6,000円、及び育成事業業務委託料の追加 19万8,000円です。

14節 使用料及び賃借料 18万円は、協力隊が使用する車及び通信機器の借上料の追加補正です。

18節 備品購入費 28万7,000円は、協力隊が使用するカメラ及びノートパソコンの購入費用の追加補正です。

資料番号1 議案説明資料の1ページから2ページに、内訳を記載していますのでご参照願います。

次に、8ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 434万5,000円は、障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金 251万3,000円を含む、4月22日時点で確定している国費等の精算還付金を追加補正するものです。

なお、支払ったあとの当初予算額 200万円はそのまま確保し、今後の町税等還付金の支払いに備えることとしております。

次に、歳入の説明をします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 598万円は、このたびの補正を財政調整基金から繰り入れて財源とするものです。

以上、提案理由とします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

資本的収入及び支出 第2条は、予算第4条に定めた予算額におきまして、第1款 資本的収入に、第5項を新たに加え、看護師奨学金貸付金返還金として216万円を補正するものです。

4ページをお開き願います。

1款 資本的収入、5項・1目・節 看護師奨学金貸付金返還金 216万円は、看護師を目指し看護学校に通学していた、奨学資金借用者が退学したため、その返還金を受け入れるものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第3号 木古内町税条例等の一部

を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令・省令等の改正に伴い、住民税の非課税枠の拡大や軽自動車税のグリーン化特例の見直しなど、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容や詳細につきましては、税務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) それでは、議案第3号の詳細について、ご説明いたします。

お手元に配付されております、議案説明資料の新旧対照表によりご説明させていただきますが、条例並びに附則条項の番号の変更・用語及び表現の整理等については、極力省略させていただきます、主な改正条項等について説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、3ページをお開きください。

第34条の7第1項は、寄付金税額控除について定めており、ふるさと納税制度の見直しとして、総務大臣が指定した都道府県等への寄付金を特例控除寄付金として対象とするものです。

第2号については、社会福祉法人木古内萩愛会が解散したことから、削除をするものです。

第2項は、法律改正に伴い項ズレしたことに伴う改正となっております。

下段から次のページの中段にかけてになります。

附則第7条の3の2第1項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について定めており、住宅借入金等特別税額控除について、2年間延長し令和15年度までとするものです。

次ページ上段の第2項は、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載要件等を不要としたことから、1号及び2号を削除し、3号を繰り上げるものです。

同じく、4ページの下段になります。

附則第7条の4は、寄付金税額控除における特例控除額の特例について定めており、先ほどの第34条の7第2項と同様に地方税法第314条の7の改正に伴い項ズレしたことから、規定の整備により改正をするものです。

続きまして、6ページの中段になります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合となり、固定資産税の課税標準額の特例措置が、法律改正にあわせ項ズレが生じたことから、改正をするものです。

続きまして、7ページの下段になります。

附則第10条の3第6項は、西日本豪雨をふまえ特例措置が創設され、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をしたものです。この6項が創設されたことから、次ページの7項から9ページの13項までは、項ズレによる改正となります。

続きまして、9ページの下段から11ページ中段までになります。

附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を新設するものですが、当町では該当のないものとなっております。

続きまして、11ページ下段になります。

次の附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について定めており、第1項は重課を平成31年度に限ったものとし、12ページ下段の第2項から次ページの第4項で、平成29年度の軽課を削除するものです。その削除により5項から7項までが2項から4項に繰り上がり、平成30年度・31年度の軽課を適用をするものです。

続きまして、14ページになります。

附則第16条の2は、先ほどの附則第16条第7項が4項に繰り上がったことによる規定の整備となります。

続きまして、15ページ中段の第2条改正になります。

第36条の2は、法律改正にあわせ町民税の申告書記載事項を簡略化するものとなっております。

次の36条の3の2及び次ページの第36条3の3は、単身児童扶養者に該当する旨を追加することに伴い、その名称を扶養親族申告書から扶養親族等申告書に改めるものでございます。

続きまして、17ページの中段になります。

附則第15条の2は、平成30年ガソリン車で窒素酸化物の排出量が一定の基準以内の場合、令和元年10月1日から令和2年9月30日まで取得した軽自動車に限り、環境性能割1%を非課税とするものです。

下段の附則第15条の2の2から19ページの附則第15条の6までは、ことしの10月1日から自動車取得税に変わり、当面、環境性能割として北海道が市町村に変わり賦課徴収することとなっており、非課税や減免の特例等について、北海道の自動車税の例によることなどを規定をするものです。

続きまして、19ページ中段から21ページの上段までになります。

附則第16条は、令和2年度及び令和3年度の軽自動車税の種別割の税率を新設をするものです。

続いて、21ページの上段になります。

附則第16条の2は、附則第16条で軽課の判断は国土交通大臣の認定によるものとしていますが、その認定を国土交通大臣が不正な認定とし取り消したことにより、不足額が生じた場合は、申請した者等を種別割の所有者としてみなすものです。

次の下段になります。

第24条になります。第24条は、単身児童扶養者を町民税の非課税者措置の対象へ追加するものです。具体的には、児童扶養手当の認定を受けている児童の父または母のうち、現に結婚していない者または配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得が135万円を超えないものとなっております。

続きまして、22ページになります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割りの特例として、令和4年度及び令和5年度の経過の対象を電気自動車に限り新設をするものです。

続きまして、23ページから24ページにかけて、第4条の改正は、法律改正による字下げの措置や文言の整理等となっております。

続いて、24ページ下段から27ページ上段までになりますが、第5条改正では、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であ

ると認められる場合の宥恕措置について規定をしたものです。

27ページ中段の附則第1条及び第2条については、法律改正に伴う項ズレによる改正となります。

議案に戻りまして、附則の第1条で施行期日を記載し、第2条以降は、町民税・固定資産税・軽自動車税の経過措置を記載をしております。

以上で、税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、国民健康保険における課税限度額の引き上げなど、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容や詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) それでは、議案第4号の詳細について、ご説明いたします。

お手元に配付されております、議案説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

す。

28ページになります。

第2条第2項から下段の第3項までは、基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税額分それぞれ2万円の計4万円を課税限度額として引き上げるものです。

次の第23条は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、次ページ第1項第2号で、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を27万5,000円から28万円に引き上げ、第3号で2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を50万円から51万円に引き上げるにより改正をするものです。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

第2項では、改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

3時まで暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時44分
再開	午後2時59分

議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第17 議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正に伴い、低所得者の保険料軽減強化を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容、詳細につきましては、保健福祉課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(羽沢裕一君) それでは、議案第5号の詳細についてご説明申し上げます。

資料番号1の31ページをお開きください。

1.改正の内容につきましては、消費税による公費を投入して平成27年度から介護保険料の軽減強化を実施しておりますが、消費税率10%への引き上げにあわせて、さらに保険料の軽減強化を図るものです。

次に、2.改正の根拠につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正によるものです。

次に、3.軽減対象につきましては、所得区分の第1段階から第3段階のかたが対象となります。

資料の中段の表にありますとおり、第1段階では593人、第2段階では256人、第3段階では180人、合計1,029人を見込んでおります。

次に、4.軽減割合につきましては、下段の表にありますとおり、左側の平成30年4月から現行の軽減割合となっており、右側の平成31年4月から改正後の軽減割合となっております。

それでは、続いて資料の32ページの新旧対照表をご覧ください。

左側の現行の第9条第2項では、第1段階の軽減後の基準額を3万200円と規定するものですが、右側の改正後の第9条第2項では、第1段階を2万5,200円、第3項では、第2段階を4万2,000円、第4項では、第3段階を4万8,700円と規定するものです。

議案に戻りまして、附則の第1条は施行期日を記載し、第2条は経過措置を記載しております。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

同意案第1号 木古内町監査委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第18 同意案第1号 木古内町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新井田昭男君の除斥を求めます。

(新井田議員 退場)

○議長(又地信也君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、同意案第1号 木古内町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町監査委員には、下記の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により議会の同意を求める。

あとで配付させていただきました、議案説明資料 資料番号2をご参照願います。

氏名は、新井田昭男。生年月日は、昭和25年9月29日、満68歳。住所は、木古内町字泉沢67番地1。主な経歴は、昭和44年3月に北海道立函館水産高等学校をご卒業、平成23年5月に木古内町議会議員となられ、当選3回、現在に至っております。

ご本人につきましては、極めてしっかりとした信念を持たれ、常に中立公平を堅持されるかたでございます。

また、これまでの議員経験から、当町の行財政運営に関し、優れた見識を持たれており、監査委員として適任と考えております。

どうぞ満場一致でご同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたはご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時08分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

新井田昭男君にご報告いたします。

監査委員につきましては、満場一致で選任されましたので、ご報告をいたします。

おめでとうございます。

発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第19 発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より下記のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第20 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今、臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第3回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

議事進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

(午後3時11分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年5月9日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 手 塚 昌 宏

署 名 議 員 相 澤 巧